

別表六(九)

「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(九)  
令五・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		事 業 年 度	法人名
試験研究費の額	1	円	円
控除費対の象額試験の験計研究算	2		
増費減割試験の研計研究算	3		
増費減割試験の研計研究算	4		
増費減割試験の研計研究算	5		
増費減割試験の研計研究算	6		
増費減割試験の研計研究算	7		
令開の和始試験8す験年る研3事業費月業費31年割日度合の前場計に合算	8	円	円
試験研究			
税 額 控 除 割 合			
合 計			
算			

**「28」欄**

**一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除を適用している場合**

(1) 令和5年4月1日以後に開始する事業年度※

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00688」
- ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額

(2) 令和5年3月31日以前に開始した事業年度※

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和5年旧措置法第42条の4第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00657」
- ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額

※ 通算グループ全体でこの措置の適用額を計算する通算法人にあっては、当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和5年4月1日以後に開始する場合は(1)に該当し、当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和5年3月31日以前に開始した場合は(2)に該当します。